

登録長官庁 (レソト) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 L S. I

略語のリスト

国内官庁： 登録長官庁

L P L： 産業財産令（1989年政令No. 5）

L P R： 産業財産規則（1989年法律通告No. 85）

指定（又は選択）官庁 LS	登録長官庁 （レント） 国内段階に入るための要件の概要	概要 LS
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ）・図面の中の説明 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ¹	通貨：レント・（マ）ロティ（LSL） 特許： 出願手数料…………… LSL 250（100） ² 登録及び公告手数料 ³ …………… LSL 450（120） ² 実用新案： 出願手数料…………… LSL 150（50） ² 登録及び公告手数料 ³ …………… LSL 450（150） ²	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 括弧内の額は個人又は小企業による出願に適用される。小企業の資格については、登録官が料金表の定義に従いその適用を判断する。
- 3 PCT第22条に基づき新たな期間が適用されるので、この手数料の支払に適用される期間については国内官庁に問い合わせをされたい。年金の遅延支払は、割増料の支払を条件として、いくつかの状況において認められている。

L S	登録長官庁 (レソト) (続き)	L S
国内官庁の特別の要件 (P C T規則51の2) ⁴	出願人が発明者でない場合には、譲渡又は移転書類 ⁵ 出願人がレソトに居住していない場合には、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	レソトにおいて実務を行い、居住する法律実務家	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか (P C T規則49の3. 1) ？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (P C T規則49の3. 2) ？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

4 P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 対応する申立てが規則4. 17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

LS. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

LS. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書LS. I に概説されている。

LPL Sec. 6
LPR Sec. 9(3)

LS. 03 譲渡証書

出願人が発明者でない場合、譲渡証書又は出願人の特許出願を行う権利に関する移転証書を提出しなければならない。

LPL Sec. 11(6)
LPR Sec. 25(1)

LS. 04 審査

国内官庁は、実体審査の実施又は手配を行う。請求は不要であり、特別手数料の支払も不要である。

LPL Sec. 35
LPR Sec. 7

LS. 05 代理

出願人の通常の居所又は業務拠点がレソト国外にある場合には、レソトに居住し、国内官庁に対し手続を行うため登録された代理人を、国内手続のために選任しなければならない。

PCT Art. 28
41
LPL Sec. 8(2)

LS. 06 出願の補正及びその時期

出願人は、出願の主題の範囲を拡張しないことを条件として、特許付与前であればいつでも国際出願の補充・補正を行うことができる。

LPR Sec. 27(1)

LS. 07 付与及び公告手数料

特許付与及び公告手数料は特許付与の前に支払われなければならない。手数料の額は附属書LS. I に示されている。

LPL Sec. 14(5)

LS. 08 年金

特許又は特許出願を維持するために、国際出願日の1年目の応当日以降、各年について年金を前払しなければならない。1回目の年金は、国際出願日から24箇月の期間に支払うが、P C T 第39条(1)が適用され、優先日から31箇月の期間が更に遅く満了する場合には、この31箇月の期間内に支払う。年金は、所定の割増料を伴い、期日後6箇月以内に支払うことができる。年金及び割増料の額は附属書LS. I に示されている。

LPL Sec. 14(1)-(2)
LPR Sec. 29

LS. 09 特許期間の延長

通常、特許期間は出願日から15年で満了するが、5年間の延長をすることができる。延長についての請求は特許期間満了の前12箇月から1箇月の間に所定手数料と共に行わなければならない。請求では、請求日時点で発明がレソト国内で十分に実施されている旨、又は発明がそのように実施されない正当な事情が存在する旨を、登録官が納得するよう証明しなければならない。

LPL Sec. 14(3)

LS. 10 登録官は特許期間の延長の請求についてその受領の日から6箇月以内に決定を行う。規定の当該期間の間登録官が決定を行わなかった場合、特許は5年間延長されたものとみなされる。

PCT Art.	24(2) 48(2)	LS. 11 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。登録官は書面による請求を受け、正当な事情が存在することに納得した場合、1989年工業所有権令若しくはこれに基づく規定に定めた手続についての期間を、利害関係者に通知又は指示条件を定めて延長することができる。期間延長は、行為期間又は手続期間が満了した後であっても認められる。
PCT Rule	82bis	
LPL Sec.	40(2)	
LPR Sec.	60	
PCT Art.	25	LS. 12 PCT第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁又は国際事務局の過失を否定する場合には、その決定の受領日から1箇月以内に国内官庁に審判を請求することができる。
PCT Rule	51	
PCT Art.	4(3) 43	LS. 13 上訴 1989年工業所有権令に基づく登録官の決定について、利害関係人は高等裁判所に上訴することができる。上訴は決定の日から2箇月以内に行わなければならない。
LPL Sec.	42(2)	
LPR Sec.	61	
PCT Rule.	49bis.1 (a),(b) 76.5	LS. 14 実用新案 2004年1月1日より前に行われた国際出願に関して、出願人がレソトにおいて、国際出願に基づき、特許に代えて実用新案の取得を希望する場合には、その旨を出願時の国際出願（願書の第V欄）に表示しなければならなかった。2004年1月1日以降に行われた国際出願に関しては、願書にこの表示をする部分が設けられていないので、出願人は、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。実用新案に関する手数料の額は附属書LS. Iに記載されている。
LPL Sec.	17-18	
LPR Sec.	33(1)	
LPL Sec.	19	LS. 15 出願変更 出願人は特許付与又は拒絶の前であればいつでも、所定の手数料と共にその旨を請求することにより、特許出願を実用新案出願に、又は実用新案出願を特許出願に変更することができる。出願変更手数料の額は附属書LS. Iに示されている。変更後、出願には原出願の出願日が与えられる。出願変更は1回のみ認められる。
LPR Sec.	33(2)	

手 数 料

(通貨：レソト・(マ)ロティ)

	特 許	実用新案
出願手数料……………	250(100) ¹	150(50) ¹
特許付与及び公告手数料……………	450(120) ¹	450(150) ¹
年 金		
－第2年目……………	100 (25) ¹	60 (20) ¹
－第3年目……………	250(100) ¹	80 (25) ¹
－第4年目……………	270(270) ¹	100 (30) ¹
－第5年目……………	290(140) ¹	120 (35) ¹
－第6年目……………	310(160) ¹	140 (40) ¹
－第7年目……………	330(180) ¹	160 (45) ¹
－第8年目……………	350(200) ¹	
－第9年目……………	370(220) ¹	
－第10年目……………	390(240) ¹	
－第11年目……………	410(260) ¹	
－第12年目……………	430(280) ¹	
－第13年目……………	450(300) ¹	
－第14年目……………	470(320) ¹	
－第15年目……………	490(340) ¹	
年金遅延支払割増金……………	120 (20) ¹	120 (20) ¹
特許出願から実用新案出願又は逆の変更手数料……………	100 (32) ¹	100 (32) ¹

手数料の支払方法

手数料の支払いはマロティで行う。出願人がレソトの居住者でない場合、支払いは名前が国内官庁保管のリストに登録されたレソト弁理士を通じて行う必要がある。すべての支払には出願番号（判明している場合には、国内番号、国内番号がまだ判明していない場合には、国際番号）、出願人の氏名及び支払手数料の種類を表示しなければならない。国内官庁に対するすべての手数料の支払は、レソト登録長官あての、金銭支払指示書、小切手、銀行現金手形又は郵便為替（登録長官庁における現金支払）によって行う。

1 括弧内の額は以下のように定義された「小規模企業」に適用される。(i) 関係企業を含め従業員数が500人を超えず、かつ、(ii) 保護の権利又はそれに関わる権利を譲渡、付与、移管若しくは許諾していない、又は契約若しくは法律によりこれが義務づけられていない企業。登録官は企業が小規模企業と認められるか判断する。